

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600064号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600037号

第1 結論

請求者のA社における平成13年8月1日から平成17年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年8月から平成17年2月までの標準報酬月額を20万円から28万円に訂正する。

平成13年8月1日から平成17年3月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年8月1日から平成17年3月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年8月1日から平成17年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が20万円と記録されているが、請求期間の給与支給額は標準報酬月額より高額であったと思うので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成13年8月1日から平成16年1月1日までの期間及び平成16年7月1日から平成17年3月1日までの期間については、A社から提出された請求者に係る源泉徴収簿兼賃金台帳の写し又は給料台帳の写しによると、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成16年1月1日から同年7月1日までの期間については、請求者に係る市県民税証明書及び金融機関から提出された請求者の給与振込口座に係る取引履歴明細表から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額によると、

請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年8月1日から平成17年3月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成13年8月1日から平成17年3月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600063号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600038号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和33年3月22日、喪失年月日を昭和34年10月16日に訂正し、昭和33年3月から同年9月までの標準報酬月額を1万2,000円、昭和33年10月から昭和34年9月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和33年3月22日から昭和34年10月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年4月から昭和36年12月まで

夫(訂正請求記録の対象者)と同姓同名、同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の記録(未統合記録)があることを遺族年金の請求時に知ったが、当該記録は夫と結婚する前のものであり、夫が勤務していた事業所の名称等が分からず、年金事務所では夫の記録とは認められなかった。

今回、年金記録の訂正請求制度があることを知ったので、調査の上、夫の記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和33年3月22日から昭和34年10月16日までの期間については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者と同姓同

名、同一生年月日の基礎年金番号に統合されていないA社B工場に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、請求者は、「夫が、C大学を卒業した後、D地域で働いていたことは知っている。」旨陳述しているところ、C大学E会事務局から提供されたE名簿（昭和35年発行）の写しによると、訂正請求記録の対象者の勤務先はA、B工場と記載されている。

さらに、請求者は、「夫の兄の妻は、夫が大阪で働いていたことを知っている。」旨陳述しているところ、当該兄の妻は、「請求者の夫は、C大学を卒業した後、Aに勤務していたことを思い出した。」旨陳述している上、訂正請求記録の対象者が請求期間後に勤務した事業所の総務担当者は、「請求者の夫と仲が良かった同僚に確認したところ、請求者の夫は、大学を卒業した後、Aという会社に勤めていたと言っている。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者資格を昭和33年3月22日に取得し、昭和34年10月16日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、昭和33年3月22日から昭和34年10月16日までの期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和33年3月から同年9月までは1万2,000円、昭和33年10月から昭和34年9月までは1万4,000円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、昭和28年4月から昭和33年3月22日までの期間及び昭和34年10月16日から昭和36年12月までの期間については、訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として昭和28年4月から昭和33年3月22日までの期間及び昭和34年10月16日から昭和36年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。